

綾町告示第94号

農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月28日

綾町長 前田 穰

記

1. 協議の場を設けた地区の範囲

大平山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年10月30日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営対数	法人	個人	集落営農	計
地区名				
大平山地区		14		14

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

地区名	担い手の確保状況
大平山地区	担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
大平山地区	地域の農地の所有者、 農業リタイヤ・経営転換する人、 担い手の分散解消に協力する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地区名	取組事項
大平山地区	・担い手が現在の農業経営を維持することを基本とし、農地が空く場合には話し合いにより対応する。